

三重県公益通報取扱要綱（外部からの通報によるもの）

（目的）

第1条 本要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、県において、法に基づく外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、法及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）に掲げられた法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下「関係法」という。）を所管する部署（以下「所管部署」という。）が取り組むべき基本的事項を定めるものとする。

（通報対象事実の範囲）

第2条 本要綱において公益通報（通報に関連する相談を含む。以下同じ。）とは、事業者において、関係法の規定のうち県の権限に係る行為について違反が生じ、又はまさに生じようとしている事実（以下「通報対象事実」という。）を、公益通報者が不正の目的でなく、かつ、通報対象事実を裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など通報内容が真実であると信じる相当の理由をもって通報したものをいう。

（公益通報者の範囲）

第3条 この要綱において「公益通報者」（以下「通報者」という。）とは、次に掲げるものとする。

- 一 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先事業者には雇用されている労働者
- 二 前号に規定する者であった者のうち通報の日前1年以内の者
- 三 通報対象事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

（通報相談窓口の設置）

第4条 外部からの公益通報に係る県の総合相談窓口は、広聴広報課県民の声相談班とする。

- 2 外部から所管部署に公益通報があった場合は、当該所管部署を窓口とする。

（所管部署の職員の責務）

第5条 公益通報の処理に従事する所管部署の職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、所管部署の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件などその他利益が相反する案件についての通報対象事実の処理に関与してはならない。

（総合相談窓口での通報の処理）

第6条 総合相談窓口は、公益通報があったときは、速やかに所管部署に連絡をしなければならない。

2 総合相談窓口は、通報対象事実について、県が権限を有しないことが明らかな時は、通報者に対し権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(所管部署での通報の受付)

第7条 所管部署は、公益通報があった場合は、通報者の秘密の保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実を把握するとともに、通報者に対し、当該通報者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること、通報受付後の手続きの流れに関することを説明しなければならない。

2 所管部署は通報対象事実について、権限を有しない時は、通報者に対し権限を有する行政機関を教示しなければならない。

3 所管部署は、公益通報があった場合、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、通知しなければならない。

(調査の実施)

第8条 所管部署の所属長等幹部職員は、責任者として公益通報の調査を行うものとする。

2 所管部署は、調査にあたって、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

3 所管部署は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対して、調査中は調査の進捗状況について適宜通知するとともに、調査後は当該結果について遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(他機関との協力)

第9条 所管部署以外の所属及び職員は、他の所属等公益通報を調査する行政機関から調査等の協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

2 法に定める通報に関し、権限を有する行政機関が複数ある場合においては、各所属は連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力しなければならない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第10条 所管部署は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

2 所管部署は措置をとった時、当該措置内容について、適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(国との連携)

第 11 条 通報対象事実が法定受託事務等であって、その処理を国が定めた方法で行うものについては、これによるものとする。

附則

本要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

本要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。